

平成30年第1回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成30年3月6日

閉 会 平成30年3月9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（3月6日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	3番	森 弘 美 君
4番	柿 崎 裕 二 君	5番	坂 本 豊 君
6番	吉 田 勉 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	坂 本 勲 君
住 民 課 長	大 川 誠 治 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	三 上 あ け み 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 一 仁 君
建 設 課 長	木 村 伸 一 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	中 川 悟 君
---------	---------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番 森 弘 美 君

4 番 柿 崎 裕 二 君

---

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 施政方針・行政報告

第 5 議案の上程

議案第 1号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第 2号 蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定廃棄物介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 3号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 4号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 5号 蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議案第 6号 平成29年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案

議案第 7号 平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案

議案第 8号 平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

- 議案第 9号 平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第4号)案
- 議案第10号 平成29年度蓬田村蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第4号)案
- 議案第11号 平成30年度蓬田村一般会計予算案
- 議案第12号 平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 議案第13号 平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 議案第14号 平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 議案第15号 平成30年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 議案第16号 平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 議案第17号 平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第18号 蓬田村副村長の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第 1号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 2号 蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定廃棄物介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 3号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 4号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第 5号 蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第11号 平成30年度蓬田村一般会計予算案
- 第12 議案第12号 平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第13 議案第13号 平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第14 議案第14号 平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第15 議案第15号 平成30年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第16 議案第16号 平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

- 第 17 議案第 17 号 平成 30 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第 18 請願第 1 号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願
- 第 19 請願第 2 号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願

午前9時40分 開会

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成30年第1回蓬田村議会定例会を開会いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤田修一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番森 弘美君、4番柿崎裕二君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（藤田修一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から3月9日までの4日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月9日までの4日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（藤田修一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、3月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第1、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求める陳情書、陳情第2、地域別最低賃金の引きあげと全国一律最低賃金制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情、陳情第3、障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願いについては、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課

長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 施政方針・行政報告

○議長（藤田修一君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。

○村長（久慈修一君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、平成30年度の施政方針をまず申し述べたいと思います。

平素、議員各位を初め、村民の皆様には、村政全般にわたり特段のご協力とご理解を賜っておりますことに、深く感謝と敬意を表する次第でございます。

本日、平成30年蓬田村議会第1回定例会を開催し、平成30年度予算並びに関連諸議案をご審議していただくに当たり、新年度の施政方針並びに施策の概要を申し上げて、皆様のご理解とお力添えをお願い申し上げる次第でございます。

初めに、平成25年11月の1期目の就任以来、平成29年11月までの4年間、重要課題の解決に全力を傾けてまいりました。公約に掲げました事務事業の実施率は、実施中のものを含めて約半分の50%でございました。

内容的にはホタテ養殖残渣処理、堆肥化施設の建設に代表されるように、時間、人、そして財源を要するハード事業を中心に実施してまいったところであります。

また、他方で、村民生活基盤の安定のために農林水産業の振興発展と第三セクターの活性化にも果敢に挑戦してまいりました。

しかし、事業の効果が目に見えるところまで達成できず、道半ばの気持ちであったことから、昨年10月29日施行の村長選挙に再度立候補し、再び村民の負託に応えることとなりました。

有権者の皆様には、多大なるご高配を賜り、感謝を申し上げます。

さて、最近の社会経済情勢は、東京一極集中と逆に地方の人口減少が進行しており、最近では株価の低下傾向、また、円高基調にはございますけれども、有効求人倍率は青森県でも1.3倍を超える状況となっております。

国は、景気浮揚対策を図っておりますが、賃金上昇はそれほど大きく上げたという実感が持てない状況にあります。

2020年の東京オリンピックまで日本の景気は上昇するという経済見通しがありますが、

地方において所得の向上があるものと期待しているところであります。

また、国政の最重要課題に位置づけられております地方創生事業が平成25年度からスタートし、既に本格的に実施されて4年が過ぎようとしております。

人口減少克服と地方創生の取り組みとして、本村においては平成28年3月に蓬田村人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、本格的に事業展開を行っているところであります。

さらに、平成28年度には基本目標を「豊かな資源と共生する活力みなぎる村」とする蓬田村長期総合計画の後期基本計画を策定いたしました。今後ともこの第3次蓬田村総合計画とさきに申し上げました地方創生事業の総合戦略との整合性を保ちながら、効果が発揮されるよう、着実に事業を推進してまいり所存であります。

この4年間村のトップとして行財政運営の健全化、効率化、そして第三セクターの運営等に努めてまいりましたが、あらゆる事務事業を実施する上で求められるのは、意識の高いやる気を持った人材育成であるということを感じたところであります。

これを行わなければ持続的な村の発展、ひいては1村独立は望めないものと判断しているところであります。

この1つの解決策として、空席となっている副村長を設置し、人材育成並びに事務事業の円滑な遂行による住民サービスの向上を図ることといたしました。何とぞご理解とご賛同を賜りたく、お願いを申し上げます。

さて、行政課題は絶えず発生し、とどまることを知りません。この課題を一つずつ着実に解決し、村民所得を向上させ、総合計画が掲げる将来像「豊かな自然と共生する活力のみなぎる村」を実現してまいります。

次に、平成30年度の基本的な方針と施策の重点項目について述べさせていただきます。

まず、産業振興方策、農業振興関連事業についてでございます。

本村の農業の中心は稲作でございますが、最近では米の価格低下により、収益性は低下しております。農家は、機械や農業施設などに既に投資しており、水田を水田以外に活用する経営転換が容易にできる状況にはありません。したがって、当面は現在の転作奨励金制度を活用して、転作物物の作付奨励と水田フル活用ビジョン、すなわち飼料米等の作付を推進して、農家所得の安定確保に努めなければならないと考えております。

このため、引き続き老朽ため池改修事業などの土地改良事業や農業用施設整備事業を展開することとしております。

また、同時に、国の平成30年度の農業農村政策の転換を考慮して、タマネギ、トマト、その他新作物の開拓や寒冷地野菜の作付面積拡大など、高収益作物の増産を目指し、農家所得の向上と生産意欲を高めるよう支援してまいります。

さらには、平成28年度からホタテ養殖残渣処理による堆肥が本村農業にどのような貢献ができるかを大学等の研究機関と連携して実証実験を行っております。本年度においても、その成果を最大限生かし、農家の所得向上につなげてまいりたいと存じております。

これらとともに、加工を中心とした6次産業化を推進して、村の特産品開発にも力を注ぐ所存でございます。

次に、漁業振興関連事業についてでございます。

平成29年産ホタテの出荷額は、昨年に続き好調でありました。しかし、国内の他産地の不漁によるもので、いつまでも続くものではありません。また、昨年は、後半に大量へい死に見舞われて、原因もはっきりしておりません。自然界での養殖事業でございますので、ことしもへい死に見舞われないとは限りません。漁業者の所得安定のため、栽培漁業を検討していただくとともに、共済事業への加入を支援してまいります。

漁業者の安全な操業や作業の効率化、労働力の軽減のため、漁港改修や施設整備の検討をして、漁業後継者づくりを支援してまいります。

2番目に、観光産業の振興と観光施設整備についてでございます。

平成28年3月26日、北海道新幹線が開業いたしました。隣接市町村を初め、各地で観光施設の整備や観光ルートの整備が進められております。最近の情報では、県内を訪れた外国人旅行客は23万人を超え、青森県が東北ではトップになったということでございます。

しかし、本村においては、その恩恵を受けていないように感じております。原因を考えてみるに、旅行客が求める魅力ある観光施設とイベントが展開されていないこと、また、大手旅行会社が企画する旅行計画にルート設定されていないことなどが挙げられます。

今後地域の活性化を推進するためには、外国人観光客受け入れのための特産品づくりやイベント、観光施設の整備をする必要があります。

これまでもこのような流れに立ちおけないよう、マルシェ、よもぎ温泉の改修を行ってまいりましたが、さらに、施設の維持管理を行い、観光客が求める観光施設として



整備していく必要があります。

次に、よもぎたアシスト株式会社の指定管理料の見直しについて申し上げます。

よもぎたアシスト株式会社は、よもぎ温泉と物産館マルシェを村が直営で運営するよりも食品管理と運営経費の負担を軽減するために第三セクターとして設立したものであります。成立以来20年以上が経過し、道路、交通環境、他店との競合などの市場環境はより厳しくなっており、経常的に赤字経営が続いてきました。

村長就任以来、コンサルタントに委託し、経営内容について調査をしてきましたが、極めてずさんな経営管理状態にあったことは否定できません。平成29年度からは、経営体制の見直しと平成28年度決算に基づく経営分析を行い、経営改善を進めているところであります。

この分析の中で、指定管理委託料の積算が実績に合っていないことなどが明らかになり、平成30年度からは村の担当部局の関与を強化し、指定管理委託事業の内容と指定管理料の適正な事務管理を行うよう、見直しを行うことといたしております。

またあわせて、経営改善をさらに進めてまいり所存でございます。

次に、住民生活関連事業の充実についての施策を申し上げます。

まず初めに、公営住宅よもっと団地の道路の整備と空き家対策についてでございます。公営住宅建設事業は、平成29年度で終了いたしました。今年度は北側に進入道路を整備する計画であります。

今後は、新しく村内に移住する方々のための定住促進対策を展開しなければならないと考えております。

また、空き家対策につきましては、平成28年度末で計画を策定しており、現在特定空き家を解消するための作業を進めております。

今後は、現状を踏まえて、空き家の利活用対策について検討を進めてまいり所存であります。

次に、公園の遊具の設置についてでございます。

子育て支援対策の一環として、昨年度からコミュニティ造成と子供の遊び場の提供を目的に、農村公園等の維持管理事業並びに遊具整備を進めております。今年度においても、ぐっと町会に遊具を設置する計画でございます。

次に、新デジタル防災行政無線の整備について申し上げます。

これまで消防防災行政無線整備は、アナログ方式からデジタル方式への変更を進めて

まいりましたが、このたび国の防災情報システム、いわゆる Jアラートシステムの変更に合わせて、本村でも新デジタル防災行政無線に切りかえることといたしました。

本システムでは、災害時に県の防災センターとの連携や本村の屋外子局の放送のみならず、1戸、2戸の「戸」でございますが、戸別受信機の設置も可能になるという設備でございます。今後は、このシステムを使い、戸別受信機の設置についても検討してまいりたいと思っております。

次に、地域包括ケアシステム構築に向けた施策の展開について申し上げます。

まず第1に、医療介護制度の改正に向けた対応であります。2025年、平成37年には、いわゆる団塊の世代と言われる、現在68歳以上の方々が75歳以上となり、超高齢化社会を迎えることとなります。この時期になるまでに医療給付費や介護給付費の増加が予想されております。すなわち社会保障費全体が増加し、保険料に反映されることが考えられております。

このため、医療保険や介護保険制度の維持がかなり困難になると予想され、国ではその対策を進めているところであります。

本村では、平成29年度から地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおり、医療・保険・介護、そして福祉を一体的に把握して、経費の節減を図り、効率的な施策の展開により、村民が健康で安心して楽しい生活を送れるような制度を推進しております。

また、平成29年度で第7期介護保険計画を策定しております。この中で、今後3年間の介護保険料の見直しを行っており、できる限り保険料を増加させないよう、審議検討してまいりましたが、これまでの給付実績の分析と2025年の超高齢化社会の到来を見据えたとき、介護保険制度の維持のために応分の負担をお願いせざるを得ないと判断いたしました。心苦しい限りではございますが、何とぞご理解いただきますようお願いを申し上げます。

また、現在の国民健康保険制度は、平成30年度からは市町村と青森県が保険者となるように作業が進められております。これに伴い、各市町村が青森県に拠出する医療費負担金をどのように調達するべきかが問題となっております。

平成29年度に蓬田村では税率の見直しを行い、県への納付金については、調達できる見通しとなっております。今後は、滞納が発生しないよう、徴収体制を整備する必要があります。

次に、健康寿命についてでございます。

最近の情報では、青森県の平均寿命は以前に増して延びたということでございますが、依然として全国最下位にあるということでもあります。

何としても健康で長生きできる生活を達成していかなければなりません。特に、働き盛りの40から50歳代の方々の健康意識を高めなければ、改善できないものであります。家族を支えるこの世代の皆さんに倒れられますと、家族にとって大きな痛手であるばかりでなく、社会的にも大きな損失を受けることになります。

平成30年度においても各種検診率向上を目指し、村民の健康を守るべく努力しておりますが、さらに積極的に健康づくりを推進するとともに、介護予防事業を展開する予定であります。

次に、教育に関してでございます。

安全な教育施設の整備を行う予定であります。小学校、中学校等の教育施設は、非常時には避難場所として使用され、また普段でも児童生徒が安心して勉学に、そして部活動に励む重要な施設であります。昨年度以来、耐震補強工事が必要とされ、調査しておりますが、今年度は補助を受けて小学校の屋内運動場防災機能強化工事を施いたします。

また、ふるさと総合センターは、建築以来29年が過ぎ、附帯施設が老朽化していることから、早急に維持補修工事を行うこととしております。

これらのほかに、各科目にわたり重要施策を予算計上しておりますが、これらの内容につきましては、それぞれ予算の審議においてご説明申し上げますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

村政運営の基本は、健全なる財政と効率的な運営にあります。この基本を守りながら、さらには行財政改革を進め、村民憲章にある、明るく豊かで住みよい村づくりに邁進してまいります。

最後となりましたが、蓬田村の発展・振興は行政のみでなし得るものではなく、村議会の皆様、そして村民の皆様と連携・協働が必要であります。どうか皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成30年度の施政方針といたします。

次に、平成29年12月定例会後の主なる行事及び会議等の行政活動についてご報告を申し上げます。

平成29年12月16日土曜日、よもぎ温泉リニューアルオープン式典があり、これに出席をいたしました。

12月21日木曜日、青森県医師不足対策意見交換会が青森市であり、出席をいたしまし

た。

12月27日水曜日、青森地域広域事務組合議会臨時会が青森市であり、これに出席をいたしました。

平成30年1月16日火曜日、市町村トップセミナーがありました。テーマは、危機管理でございまして、青森市で開催されましたので、これに出席をいたしました。

1月17日水曜日、青森地域広域事務組合議会が消防本部であり、出席をいたしました。

1月23日火曜日、J A青森トマト部会東つがる支部総会が外ヶ浜町であり、これに出席をいたしました。

1月26日金曜日、青森圏域における大氾濫対策協議会があり、青森市内で開催され、出席をいたしました。

2月2日金曜日、蓬田村日本赤十字社増資・社資増資運動会議がふるさと総合センターであり、これに出席をいたしました。

2月4日日曜日、蓬田村出初式が挙行され、これに出席しております。

2月9日金曜日、蓬田村青色申告会総会がよもぎ温泉で開催され、これに出席をいたしました。

2月18日日曜日、蓬田村ふれあい芸能発表会がふるさと総合センターで開催され、出席しております。

2月19日月曜日でございますが、前日の2月18日に積雪を1メートルを超えたことから、庁内組織とし蓬田村豪雪対策本部を設置いたしました。

2月22日木曜日、青森県町村会定期総会が青森市で開催され、出席をしております。

2月23日金曜日、蓬田村連合自治会の総会がよもぎ温泉であり、これに出席をいたしました。

2月26日月曜日、蓬田村表彰式並びに蓬田村教育委員会表彰式がふるさと総合センターで挙行されましたが、ことしは蓬田村表彰式には該当者がございませんでした。

2月27日火曜日、青森県国民健康保険団体連合会の通常総会が青森市であり、これに出席をいたしました。

同日、外ヶ浜警察友の会通常総会が外ヶ浜町であり、出席をいたしました。

以上のとおり、主なるものについて行政報告を申し上げます。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

## 日程第5 議案の上程・提案理由の説明

○議長（藤田修一君） 日程第5、議案の上程。今期定例会に提出されております議案18件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。

○村長（久慈修一君） それでは、平成30年蓬田村議会第1回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案18件につきまして、その概要等をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第1号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案は、第7期介護保険料制定及び介護保険法の改正により、条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものであります。

議案2号、蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案、議案第3号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案、及び議案第4号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険事業等の基準となる省令の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものであります。

議案第5号、蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、国民健康保険制度改正に伴い、条例の改正が必要となり、提案するものであります。

議案第6号、平成29年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案につきましてご説明を申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税6,563万1,000円などを増額し、繰入金6,150万円などを減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費1,428万3,000円などを増額し、消防費1,583万7,000円などを減額しております。

このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに3,061万2,000円の減額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ22億5,922万8,000円となるわけでありまして、

議案第7号、平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入として繰入金1万円、歳出として、総務費1万円を増額しており、予算規模は、歳入歳出それぞれ2,275万5,000円となるわけであります。

議案第8号、平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入の主なるものとして、共同事業交付金700万円などを増額し、歳出の主なるものとして、保険給付費700万円などを増額しております。

このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに768万7,000円の増額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ5億5,380万7,000円となるわけであります。

議案第9号平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入の主なるものとして、支払基金交付金168万円などを減額し、歳出の主なるものとして、保険給付費600万円などを減額しており、このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに603万4,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億3,087万7,000円となるわけであります。

議案第10号、平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入の主なるものとして、諸収入13万8,000円などを増額し、歳出の主なるものとして、諸支出金13万8,000円などを増額しており、このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

その結果、歳入歳出ともに15万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,139万7,000円となるわけであります。

続きまして、議案第11号、平成30年度蓬田村一般会計予算案についてご説明申し上げます。

予算総額は22億583万5,000円となり、前年度当初比較では2.9%の増額となっております。歳入の主なるものは、村税2億6,133万円、地方交付税10億9,000万円などであります。

次に、歳出の主なるものをご説明申し上げます。議会費5,151万4,000円、歳出全体に対する構成比は2.3%となっております。

総務費3億6,079万6,000円、歳出全体に対する構成比は16.4%となっております。財政管理費ほかにおいて各種システム改修等に係る業務委託料に1,551万9,000円などを計

上しております。

民生費 5 億3,385万8,000円、歳出全体に対する構成比は24.2%となっております。社会福祉総務費において、パート保健師賃金527万1,000円などを計上しております。

衛生費 2 億3,744万6,000円、歳出全体に対する構成比は10.8%となっております。ふれあいセンター費において、ふれあいセンターポンプ設備等改修工事費3,733万6,000円などを計上しております。

農林水産業費 2 億671万8,000円、歳出全体に対する構成比は9.4%となっております。農業振興費において玉ねぎ生産組合農機具等購入事業助成金1,999万2,000円などを計上しております。

商工費1,674万6,000円、歳出全体に対する構成比は0.8%となっております。観光費において、魅力のふるさと誘客促進事業関係で309万2,000円などを計上しております。

土木費 1 億3,859万7,000円、歳出全体に対する構成比は6.3%となっております。道路維持費において、村道維持管理等工事請負費として3,545万2,000円などを計上しております。

消防費 2 億8,892万4,000円、歳出全体に対する構成比は13.1%となっております。消防施設費において、新デジタル防災行政無線整備関係で 2 億478万円などを計上しております。

教育費 1 億9,235万6,000円、歳出全体に対する構成比は8.7%となっております。学校管理費において、屋内運動場防災機能強化工事費2,354万4,000円などを計上しております。

公債費 1 億7,541万1,000円、歳出全体に対する構成比は7.9%となっております。

予備費346万3,000円、歳出全体に対する構成比は0.1%となっております。

平成30年度の一般会計当初予算編成に当たりましては、ここ数年間変わらない厳しい財政状況となっており、限られた財源の中で本村行政の果たすべき役割を十分検討し、社会福祉施策、生活環境整備、産業基盤の整備、教育環境の整備等を重点的に編成しております。

平成30年度も、引き続き全庁一丸となって各課、各種事務事業の見直し、諸経費全般の節減合理化等、経常経費については、できる限りの削減を目指しております。

そして、これまでの行財政改革を引き続き推進しながら、よりよい村民生活の確保に寄与するべく努めてまいります。

このような事情をご推察の上、よろしくご審議いただきたくお願い申し上げます。

議案第12号、平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案は、予算総額2,170万1,000円となり、前年度比較では1.9%の減額となります。

歳入の主なるものは、負担金1,064万2,000円、繰入金1,104万9,000円などであります。歳出では、総務費1,035万8,000円、給食費1,134万3,000円となっております。

議案第13号、平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案は、予算総額4億6,674万9,000円となり、前年度比較では15.8%の減額となっております。

歳入の主なるものは、国民健康保険税1億1,041万4,000円、県支出金2億9,980万4,000円などであります。歳出の主なるものは、保険給付費3億34万2,000円、国民健康保険事業費納付金1億2,817万5,000円などとなっております。

議案第14号、平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案は、予算総額は1億350万7,000円となり、前年度比較では1.2%の増額となっております。

歳入の主なるものは、使用料及び手数料4,820万3,000円、繰入金5,529万3,000円などであります。歳出については、総務費1億350万7,000円となっております。

議案第15号、平成30年度蓬田村介護保険特別会計予算案は、予算総額は5億1,698万9,000円となり、前年度比較では1.0%の増額となっております。

歳入の主なるものは、保険料1億1,241万円、支払基金交付金1億2,941万2,000円などであります。歳出の主なるものは、保険給付費4億6,083万9,000円、地域支援事業費3,237万円などとなっております。

議案第16号、平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案は、予算総額692万5,000円となり、前年度比較では増減なしとなっております。

歳入の主なるものは、財産収入642万4,000円などであります。歳出については、総務費692万5,000円となっております。

議案第17号、平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案は、予算総額は8,578万円となり、前年度比較では3.1%の増額となります。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料1,664万9,000円、繰入金6,897万5,000円などであります。歳出の主なるものは後期高齢者医療広域連合納付金7,504万円などであります。

議案第18号、蓬田村副村長の選任につき同意を求めることについては、地方自治法第162条の規定により、同意を得るため提案するものであります。



以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部に つきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、 ご決議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

---

日程第6 議案第1号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第6、議案第1号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 議案第1号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、第7期介護保険料制定及び介護保険法の改正により、条例の一部を改正する 必要が生じたため提案するものである。

新旧対照表のほうをごらん願います。

改正後の第2条、平成30年度から32年度までの保険料を定めるものです。

（5）をごらんください。第7期保険料の基準額を改正前、年額7万5,600円、月額 にすると6,300円であったものを改正後、年額8万1,600円、月額6,800円に定めるもの でございます。

改正後の第3条、次のページをお開き願います。

保険料の納期について、改正前、第6期までだったものを改正後、第9期までとし、 3期分ふやしたものです。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この保険料の引き上げについては、先般2月21日に説明がありま した。当初3,300円ぐらいからスタートしたものがもう2倍以上にはね上がって、恐ら く保険料を納める人の負担はかなりふえているわけです。

それで、ちょっと詳しくお聞きしたいんですけども、この前の説明ではなかったの で、1つは、要介護者数の人数については、蓬田村では一体幾らぐらいになっているの か。要介護者というのは、1、2、3、4、5までありますよね。要支援1、要支援2 の人数、大体幾らになるのかお聞きします。

もう一つは、保険料についてであります。保険料は、この設計では税金が50%、保険料が50%というふうになっているわけです。市町村の村の第1号被保険者、65歳以上の保険料というのは、保険料50%の中で恐らく21から22%の範囲だと思うわけですが、我が蓬田村では何%になっているのか、これについてお聞きします。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） まず、第1点目の要支援から介護5までの人の人数です。私の持っている資料では、平成29年の11月の資料ですので、この前説明した人数とは若干食い違いありますけれども、要支援1、11名、要支援2、16名、要介護1、51名、要介護2、54名、要介護3、40名、要介護4、42名、要介護5、25名、合計で要支援から要介護5までで239名になります。

2点目の蓬田村の65歳以上の保険料の話です。私の手元資料では、22%になるかと思っています。中身は、国庫負担金、国からまず100のうち国庫負担金25、地方自治体負担、県12.5、村12.5、それで、第1号保険者の保険料、65歳以上の方が22%で、第2号、40歳から64歳までの保険料が28%で100ということになるかと思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） どうもありがとうございます。

平均で6,800円になるという説明でしたけれども、当然税金が上がるということは、保険料が引き上げられるということは、税金の分も引き上げられるわけです。今村の負担割合が12.5%ですので、村の負担額というのは、今回の引き上げで幾らぐらいになるのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

---

午前10時35分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 介護保険料については、本年度1億1,241万円、前年度1億574万6,000円で、今年度666万4,000円ふえます。一般会計の繰入金ですけれども、総額で今年度8,728万3,000円、前年度8,966万9,000円で、238万6,000円減額になっております。よろしいですか。以上です。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 休憩中に村長が赤字、足りない部分は法定外の支出もやむを得ないという話をしていたわけですが、それについて、今テープが回っていますので、答弁をお願いしたいわけです。

足りない部分を法定外で支出することには、何ら差し支えないということなのか。介護保険料を下げるためには、村の税金を投入しても問題ないということになるというふうに解釈したので、改めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この今の法定外に関しましては、一応県のほうの町村会の会議でございますけれども、この中で県の担当者から私が伺いました。保険料を大幅に上げて滞納が生じるばかりで、もはや例えば年金をいただいている方々で限界が来ている方もありますというので、上げ幅も限定的になるでしょうと。そうなった場合に、法定外繰り入れ、いわゆる一般会計からの支援ということも考えざるを得ないということをお話をしたわけでございますけれども、これもやむを得ないときは法的外で繰り入れしてもいいだろうというような説明がございましたので、私としては、8,100円と6,800円の差、要するに8,100円というのは、今の計画で3年間介護保険事業をやると保険料が8,100円でないと間に合わない。でも、やっぱり現状ではそれ以上は上げられないという部分があつて6,800円、現在では500円の上げ幅しかできないということで、6,800円ということにしたものでありますので、法定外の繰り入れが発生するという事は、もう3年間の中で考えられる事態であるというふうに思っています。

したがって、議員の質問あったように、一般財源をやるには問題はないのかということでもありますけれども、問題はないとは言えませんけれども、やむを得ない緊急措置でそれを入れるしかないというふうに私は解釈している次第であります。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この引き上げの条例案には賛成するというわけにはいきませんので、反対します。

村長所信表明で何とかお願いしたいということでありましたけれども、そのお願いは、

私は受けることができません。高齢者の皆さんは、年金も下げられ、1,000円の生活費も工面するような苦しい生活を強いられている声があちこちで今聞かれているわけで、生活保護費も減らされる。年金も減らされるという中で、大変な暮らしになっています。

ですから、なるべく先ほど村長が述べたように、村で何とか繰り入れをしながら、保険料の引き上げを抑えていただきたいというふうに思うわけですが、これも500円でありますけれども、引き上げたわけですが、本来であれば、この制度をつくった国がわずか25%の負担ということでは、もう我慢できない話で、本来であれば、国は50%負担すべきものだと私は考えるわけです。これは、この場で言ってもしょうがないので、村長に対しては、行政の代表として国になるべく国の負担割合をふやしていただけるようお願いをしてもらいたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第2号 蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第7、議案第2号蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 議案第2号、蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。介護保険事業等の基準となる省令の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものである。

新旧対照表のほうをごらんください。

第3条の下線部分、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が加わったことにより、高齢者と障害のある方が同一の事業所でサービスが受けやすくするため改正されたものであります。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

日程8 議案第3号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第8、議案第3号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 議案第3号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。介護保険事業等の基準となる省令の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものである。

新旧対照表をごらんください。

改正後の第3章の2地域密着型通所介護第5節共生型地域密着サービスに関する基準がここ新設されております。これまで高齢者と障害のある方は、それぞれ指定基準を満たした別の施設でサービスを受けていましたが、共生型サービスでは、両者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため改正されたものです。

3ページのほうをお開き願います。

5の(12)介護医療院の記載がございます。この内容は、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するための日常的な医薬管理が必要な準介護者の受け入れやみとりターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設ということになります。

この条例の対象となる方は、要介護1から5の方です。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第4号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第9、議案第4号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 議案第4号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。介護保険事業等の基準となる省令の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

なお、この条例は、議案第3号と同じ内容となりますが、対象となる方が介護予防サービスを必要とする要支援1、2の方です。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第5号 蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○議長(藤田修一君) 日程第10、議案第5号蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(大川誠治君) 議案第5号、蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。国民健康保険制度改正に伴い、蓬田村国民健康保険条例の改正が必要となり、提案するものであります。

新旧対照表のほうをごらんください。

第7条 葬祭費になります。改正前2万円であるものを5万円に改めるものです。

なお、この条例は平成30年4月1日から試行するものです。

説明は以上になります。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---



日程第11 議案第11号 平成30年度蓬田村一般会計予算案

日程第12 議案第12号 平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第13 議案第13号 平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第14 議案第14号 平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第15 議案第15号 平成30年度蓬田村介護保険事業特別会計予算案

日程第16 議案第16号 平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

日程第17 議案第17号 平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議長（藤田修一君） 日程第11、議案第11号平成30年度蓬田村一般会計予算案から日程第17、議案第17号平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの7案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

この7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第17号までの平成30年度各会計予算7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、本議場において予算特別委員会を開会されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

---

日程第18 請願第1号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願

○議長（藤田修一君） 日程第18、請願第1号米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については、委員会

の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立3名)

○議長(藤田修一君) 可否同数です。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本請願に対する可否を採決いたします。

請願第1号については、議長は可決すべきものと採決いたします。

---

日程第19 請願第2号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願

○議長(藤田修一君) 日程第19、請願第2号種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第2号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、請願第2号は、採択することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時55分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員